

社会福祉法人一乗谷友愛会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一乗谷友愛会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員ならびに評議員選任・解任委員をいう。

2 本規程でいう会議とは、理事会及び評議員会をいう。

(会議等の出席報酬等)

第3条 役員等が会議または研修に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、会議や研修の同日にあわせて法人の業務を行った場合は、当該業務の所要時間を会議や研修の所要時間に加えた合計時間をもって別表1により報酬及び実費弁償費を支払い、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が別表1の実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 会議や研修で食事を必要とした場合は、その実費を支給することができる。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事長以外の役員等が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が法人及び施設の監査業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。監査業務で食事を必要とした場合は、その実費を支給することができる。

4 監事が指導検査への立会及び運営状況の指導等の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が別表1または別表2の実費弁償費の額を超える場合には、その実費

とする。

- 6 私有車を使用した場合の交通費の実費は、燃料費と有料道路の通行料金とする。ただし、有料道路の利用は原則として施設から50キロメートル以遠の目的地の場合とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表1による報酬と、別表3による旅費等を支給することができる。ただし、別表1による実費弁償費はこれを支払わないものとする。また、移動時間は当該業務の所要時間に含まないものとする。

- 2 別表3以外に業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給できる。
- 3 私有車を使用する場合は、第4条第6項に準ずる。
- 4 鉄道賃は、グリーン料金を支払うことができる。
- 5 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務職員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1 【会議等の出席報酬】

会議・研修・出張等	報酬（日額）	実費弁償費（日額）
4 時間以内	6, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
4 時間超	1 0, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円

別表 2 【勤務報酬】

勤務報酬	報酬（1 時間あたり）	実費弁償費（日額）
最初の 1 時間および 1 時間を超えるごとに	1, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円

別表 3 【出張旅費】

交通費	宿泊費（日額）	実費弁償費
実費	実費 上限 1 2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円